

「政務活動費の交付に関する条例」を全部改正しました

併せて「運用手引き」を改正し、使途の一層の適正化・透明化を図ります。

市議会は、3月10日の本会議において、政務活動費の交付に関する条例の全部改正案を発議し、これを全会一致で可決しました。新条例は平成28年4月1日から施行され、28年度以後に交付される政務活動費に適用されます。

■条例改正の経緯のあらまし

政務活動費は、地方自治法100条14項に定める「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の一部として、条例に基づき交付されます。本市議会では、条例、同施行規則及び「政務活動費の運用手引き」を定めて運用してきました。

しかし、昨今、政務活動費が不適切に支出されていた問題が相次ぎ、本市議会においても、住民監査請求や個別外部監査、「100条委員会」の設置等、政務活動費の使途に対して疑義が生じ、大きな問題に発展しました。

このような中、本市議会では、政務活動費全般につき協議するため、各会派の経理責任者8名で構成する「政務活動費に関する部会」を27年6月18日に設置し、条例、規則及び「運用手引き」の見直しについて11回にわたり協議を行ってきました。

部会では、政務活動費の使途の透明性の向上を図ること等を定める条例の全部改正案、往復100km未満の市外視察日当の支出や切手等の購入を不可とする等を内容とする「運用手引き」の改正案、改正後も引き続き運用のあり方を検討するための協議の場の設置を求めることの3点について合意し、28年2月12日、合意事項について各派代表者会議に報告、了承されました。

今回の条例改正を含む制度の見直しは、本報告に基づき行われるもので、28年度より運用されます。

今後、市議会において政務活動費の適正な執行に努め、一層活発な政務活動を通じて、市政の発展に寄与してまいります。

■政務活動費制度の見直しの主な内容

○条例の全部改正・施行規則の一部改正

- ・政務活動費の交付目的は議員の政策形成能力の向上と議会の審議機能の強化を図るためであることを明文化し、この目的に従って適正に使用し、使途につき疑義を生じさせることのないよう、会派及び議員の責務として定めました。
- ・政務活動費の交付対象を、交渉会派（所属議員3人以上の会派）又は議員個人とし、会派単位で選択可能としました。
- ・会派及び議員は政務活動費の使途に関する情報を積極的に提供し、透明性の向上に努める旨を明文で定めました。
- ・交付等の手続や書類の様式を定める施行規則について、条例改正の内容に合わせて一部を改正しました。

○運用手引きの改正

- ・政務活動費による往復100km未満の市外視察日当としての支出（3,300円）を廃止しました。
- ・議員個人への交付の場合は、議員個人の会報やホームページの作成に政務活動費を充てることができることとしました。
- ・アンケートの実施について、印刷物の現物の添付や、回収した用紙の5年間の保管を義務づけました。
- ・切手や料額印面が印刷されたはがき等の購入を禁止しました。
- ・政務活動費の収支の日付や内容、金額を記載した現金出納帳を、半期ごとにホームページで公開することとしました。

議会運営委員会の視察

【日程】

平成28年1月14日～15日

【視察地】

上越市、松本市

【視察項目】

議会運営及び議会改革（議会活性化）の取り組み



上 越 市

【主な視察内容】

上越市は平成22年に議会基本条例を制定し、市民意見を市政に反映させる課題調整会議、政策形成会議など、常に市民本位で議会が活動している。松本

市は、21年の議会基本条例制定後、全議員がいずれかに所属する3つの部会を設置して、政策提案・提言の推進などの条例の内容を具体的に進めている。

特別委員会の視察

東京外郭環状道路特別委員会

【日程】

平成28年1月25日～26日

【視察地及び視察項目】

- 国土交通省中国地方整備局広島国道事務所
- ・広島国道事務所における環境に配慮した道路事業に関する調査（東広島・呉自動車道及び広島呉道路）
- ・国道2号西広島バイパス沿道の環境対策に関する調査

【主な視察内容】

東広島・呉自動車道では、道路と動物生息域との間を地中を含めてフェンスで仕切る等、生き物との共生を図っている。休山トンネルでは歩車を透過壁



国道185号休山トンネル工事現場（呉市）

で分離し、歩行者等の健康に配慮している。西広島バイパスでは遮音壁や低騒音舗装等による騒音対策の他、街路灯の美化化等、景観美化も図っている。

市議会傍聴のご案内



議場で開かれる本会議は、いつでも傍聴できます（定員105席）。傍聴を希望される方は、本会議開催時に、市役所第三庁舎6階の傍聴受付へ直接お越し下さい。

本会議の日程等は、決まり次第公開しています。市議会ホームページをご覧ください。議会事務局へお問い合わせ下さい。

議会運営委員会の委員構成

委員会条例の一部改正に伴い、議会運営委員会の委員構成に変更がありました。委員会の委員構成は次のとおりです。

委員長 田中幸太郎

副委員長 中村よしお

委員

西牟田 勲 三浦 一成

廣田 徳子 浅野 さち

石原みさ子 佐藤ゆきのり

越川 雅史 桜井 雅人

宮本 均 荒木 詩郎

湯浅 止子 金子 正

（平成28年4月4日現在）

行徳臨海部特別委員会

【日程】

平成28年1月25日～26日

【視察地及び視察項目】

- ・富山市 漁業振興計画及び漁港の維持管理 水橋フィッシャリーナ
- ・射水市 射水みなとまちづくり方策

【主な視察内容】

富山市は、源流から海まで一体となった漁業経営の確立を目指し、水産物のブランド化等を推進している。水橋フィッシャリーナは、ポート係留所や釣



水橋フィッシャリーナ（富山市）

り、散策ができる親水防波堤等が整備され、射水市では新湊大橋の開通を契機に、休業日の統一等港湾施設を一体的に運営して相乗効果を図っている。